

整備管理者制度と整備管理者

整備管理者制度とは、一定の車両を一定数以上保有する自動車の使用者において、車両の管理に係る専門的な担当者を選任し、当該担当者が自動車の使用者に代わって車両管理を行う制度です。

自動車の使用者

道路運送車両法（以下、一部の表記で「法」という。）第47条の規定等に基づき、その使用する自動車の点検及び整備並びに車庫の管理について、安全確保及び環境保全のため注意することが求められます。

問題・課題

- 使用する自動車の台数が多い場合には、使用者自らが点検・整備について管理することが困難となり、管理・責任体制が曖昧になるおそれがある
- 大型バスや大型トラック、事業用自動車といった、一度事故を起こすと被害が甚大となる、社会的な安全性が求められる自動車の場合、専門的知識をもって車両管理を行う必要がある



整備管理者制度による整理管理者の選任

【道路運送車両法第47条】

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

整備管理者の選任義務は、事業形態、使用する車両の種類、使用する車両数（事業所ごと）で細かく分かれています。

整備管理者の選任要件

事業用	バス	乗車定員 11 人以上	1 両以上
	タクシー	乗車定員 10 人以下	5 両以上
	トラック	乗車定員 10 人以下	5 両以上
自家用	バス	乗車定員 30 人以上	1 両以上
	バス	乗車定員 11 人以上 29 人以下（レンタカーを除く。）	2 両以上
	トラック等	乗車定員 10 人以下で車両総重量 8 トン以下	5 両以上
レンタカー	バス	乗車定員 11 人以上	1 両以上
	トラック等	乗車定員 10 人以下で車両総重量 8 トン以上	5 両以上
	乗用・トラック等	乗車定員 10 人以下で車両総重量 8 トン未満	10 両以上
軽貨物	トラック	貨物軽自動車運送事業用	10 両以上

- これらの自動車使用者が整備管理者を選任しなかった場合、30 万円以下の罰金が科せられます。
- 自動車運送事業者の場合、整備管理者は、原則自社内の者から選任する必要があります。

整備管理者は、自動車の安全を確保するために、専門的な知識、技能、経験等が要求されることから、整備管理者になるためには一定の資格が必要です。

整備管理者の資格要件

1 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上実務経験を有し、かつ、地方運輸局長が行う研修を修了した者。

- 「整備の管理を行おうとする自動車の種類と同種類の自動車」とは、「二輪自動車」と「二輪自動車以外の自動車」の2種類をいいます。例えば、バイク専門の整備工場での経験では、タクシー等の整備管理者になることはできません。
- 「点検又は整備に関する実務の経験」とは、以下のものを言います。
 - ・ 整備工場、特定給油所等における整備要員として点検・整備業務を行った経験（工員として実際に手を下して作業を行った経験の他に技術上の指導監督的な業務の経験を含む。）
 - ・ 自動車の運送事業者の整備実務担当者としての点検整備業務を行った経験
- 「整備の管理に関する実務の経験」とは、以下のものを言います。
 - ・ 整備管理者の経験
 - ・ 整備管理者の補助者として車両管理業務を行った経験
 - ・ 整備責任者として車両管理業務を行った経験
- 「地方運輸局長が行う研修」とは、整備管理者選任前研修を言います。整備管理者選任後研修の受講では整備管理者になることはできません。
(整備管理者選任後研修は、自動車運送事業者の整備管理者が2年に一度受ける研修です。)



整備管理者は、自動車の安全を確保するために、専門的な知識、技能、経験等が要求されることから、整備管理者になるためには一定の資格が必要です。

整備管理者の資格要件

2 一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者。

○資格の種類によっては整備管理者の資格要件として認められない場合があります。

整備管理者の 資格要件に含 まれるもの	<ul style="list-style-type: none">自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規程による一級、二級及び三級の自動車整備士 <p>(例) 一級小型自動車整備士、二級自動車ガソリン整備士、三級自動車シャシ整備士 等</p>
整備管理者の 資格要件に含 まれないもの	<ul style="list-style-type: none">自動車車体整備士、自動車電気装置整備士、自動車タイヤ整備士旧自動車整備士技能検定規則（昭和24年運輸省令第50号）による三級の自動車整備士の一部 <p>(例) 自動車ディーゼル機器整備士三級、自動車電装整備士三級、自動車機工整備士三級</p>

整備管理者は、自動車の使用者から職務の執行に必要な権限が与えられ、当該権限に基づき業務を行うこととされています。

整備管理者

法第50条第2項により、自動車の使用者は、整備管理者に対して、その職務の執行に必要な権限を与えなければならない、とされています。

与えられる権限は、道路運送車両法施行規則（以下、一部の表現で「施行規則」という。）第32条により定められています。

また、業務を行うため、整備管理規程を定めることとなっています。

【道路運送車両法施行規則第32条】

法第50条第2項の規定により整備管理者に与えなければならない権限は、次のとおりとする。

- 一 法第47条の2第1項及び第2項に規定する日常点検の実施方法を定めること。
- 二 前号の点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること。
- 三 法第48条第1項に規定する定期点検を実施すること。
- 四 第1号及び前号の点検のほか、随時必要な点検を実施すること。
- 五 第1号、第3号又は前号の点検の結果必要な整備を実施すること。
- 六 第3号の点検及び前号の整備の実施計画を定めること。
- 七 法第49条第1項の点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
- 八 自動車車庫を管理すること。
- 九 前各号に掲げる事項を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること。

2 整備管理者は、前項に掲げる事項の執行に係る基準に関する規程を定め、これに基づき、その業務を行わなければならない。

整備管理者の業務

施行規則第32条で定められる業務

日常点検に関する事項

- 実施の方法の決定
- 結果に基づく運行可否の決定
- 記録簿の管理

車庫に関する事項

- 使用車両の把握
- 収容能力（現在・将来）
- 点検施設等の整備、管理

定期点検に関する事項

- 実施の方法の決定
- 点検の実施
- 定期点検の実施計画の決定
- 点検整備記録簿の管理

整備に関する事項

- 日常点検・定期点検の結果により必要な整備を実施
- 整備計画の決定
- タイヤ脱着時の作業管理表等、その他記録簿の管理

その他点検に関する事項

- 日常、定期点検のほか、随時必要な点検の実施

指導・監督に関する事項

- 運転者・整備要員の指導・監督
- （外注を実施する場合）外注先の決定と指導・監督
※外注先とのスケジュール管理等を含む

上記6つの業務を執行するために規程を定めること（整備管理規程）

整備管理者は、与えられた権限により職務を遂行するため、整備管理規程を作成し、事業所に備えることが必要です。

整備管理規程

整備管理者の業務内容、地位等を明示することにより自主的な車両管理体制を確立させるため、整備管理者の義務として、施行規則第32条第1項各号に掲げる事項の執行に係る基準に関する規程を策定する必要があります。

この規程を「整備管理規程」と呼びます。

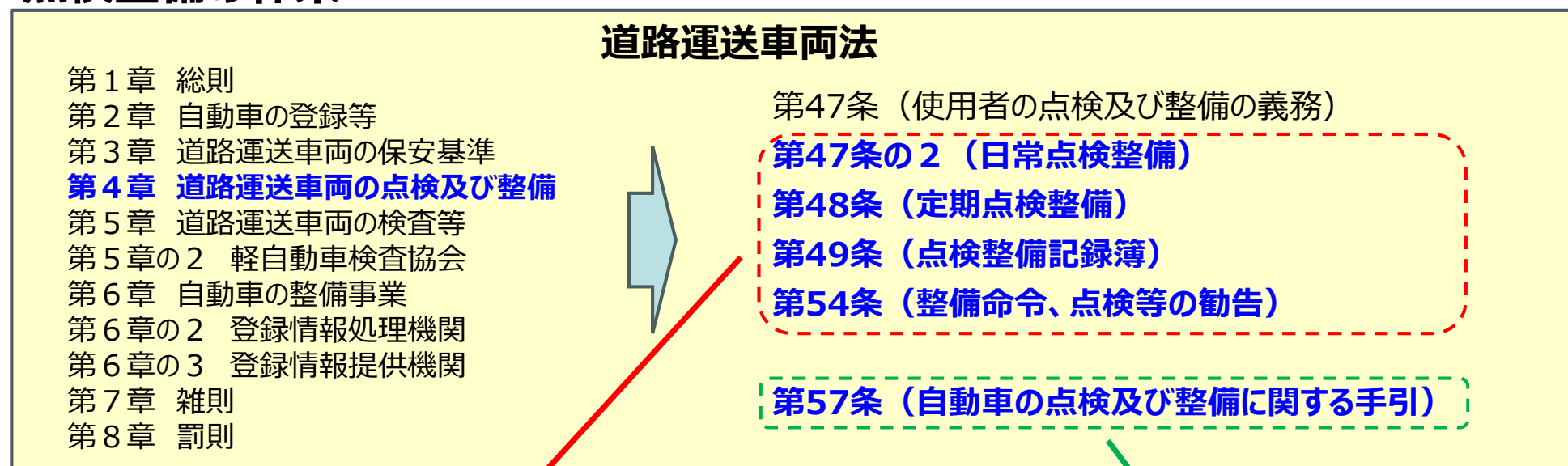
【整備管理規程策定に当たっての留意点】

- ・施行規則第32条の第1項各号に掲げる権限に基づく業務は最低限盛り込む
- ・事業用や自家用、事業内容や車両数等の規模等実情を考慮した内容とする
- ・出来る限り具体的に記載する
- ・策定後は、当該規程に基づき、事業所の整備管理業務を行うこととなる

自動車の性能は大変良くなっていますが、使用しているうちに部品が劣化したり、機能が低下したりしていくことは避けられません。

使用者は、責任をもって自動車の維持管理するため、自動車の日常的・定期的な点検し、劣化した部品や機能が低下した部品を交換などの整備により、適切な状態に保つ必要があります。

点検整備の体系



自動車点検基準
(国土交通省令)

自動車の点検及び
整備に関する手引
(国土交通省告示第307号)

日常点検と定期点検

自動車の点検は、大きく分けて2つ行うこととされており、日常点検（整備）と定期点検（整備）と呼んでいます。

それぞれ、点検する時期や頻度、内容が異なります。

自動車の種類	日常点検整備	定期点検整備
事業用自動車 バス（乗車定員11人以上） 大型トラック（最大積載量5トン、車両総重量8トン）	1日1回 運行開始前	3か月に1回
レンタカー 大型以外のトラック		6か月に1回
自家用乗用車	適切な時期に実施	1年に1回

【道路運送車両法第47条の2】

自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

2 次条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、**一日一回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。**

3 自動車の使用者は、前2項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

【道路運送車両法第48条】

自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、**それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。**

- 日常点検は、1日1回運行の開始前（自家用乗用車等は適切な時期）に行うこととされており、その内容は、自動車点検基準の別表第1に記載されています。
- 点検により、保安基準に適合しなくなるおそれがある場合、又は適合しない状態にあるときは、必要な整備を実施をしなければなりません。
- 整備管理者は、日常点検の結果に基づき、運行の可否の決定を行うことが必要です。

日常点検



- 1日1回 運行の開始前（自家用自動車等は適切な時期）
- 自動車の使用者・運転者が実施
- 実施する内容は、自動車点検基準に記載

運行の可否を決定（整備管理者・補助者※）

不具合あり!

保安基準に適合しなくなるおそれがある場合、又は適合しない状態にあるときは、必要な整備を実施。

保安基準とは、道路運送車両法に基づき国土交通省が定めた、自動車の安全性や環境保全（公害防止）を確保するための技術上の最低基準です。

車検（自動車検査）の合格基準であり、車体サイズ、ブレーキ、ライト、騒音などが対象です。この基準を満たさない車は公道を走行できません。



自動車は、保安基準に適合した状態にする必要がある。



道路運送車両法の第三章に規定

保安基準（抜粋）

第40条 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

→ 「長さ、幅及び高さ」、「最低地上高」、「車両総重量」、「最大安定傾斜角度」等 計9項目が規定

第41条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

→ 「原動機及び動力伝達装置」、「燃料装置及び電気装置」、「消音器その他の騒音防止装置」

「ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置」、

「前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器」等 計21項目が規定

第42条 自動車は、乗車定員又は最大積載量について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

点検点検基準 別表 1

点検箇所	点検内容
ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 (* 1) 4 溝の深さが十分であること。 (* 2) 5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
バッテリー	(* 1) 液量が適当であること。
原動機	(* 1) 1 冷却水の量が適当であること。 (* 1) 2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 (* 1) 3 エンジン・オイルの量が適当であること。 (* 1) 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 (* 1) 5 低速及び加速の状態が適当であること。
灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
ウインド・ウォッシャ及びワイパー	(* 1) 1 ウインド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 (* 1) 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

(* 1) の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

(* 2) の点検は、車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の自動車に限る。

日常点検は、自動車の使用者の他、運行をする運転者等が点検を行ってよいこととされています。

このため、日常点検を円滑に実施するため、整備管理者と運転者等との日ごろのコミュニケーションや連絡体制の構築が重要です。

- 日常点検は、点検の適切な実施により、車両故障や故障による事故防止のため実施するものです。整備管理者は運転者等に対し、日常点検の必要性を教育し、確実な点検が行われるような体制を構築しておくことが求められます。
- 日常点検を適切に実施するため、留意点等を教育しておくことが重要です。
 - (例)
 - 平坦な場所で実施すること
 - タイヤに輪止めをかけること
- 日常点検を効率的かつ適切に実施するため、日常点検表（チェックリスト）等を・活用することが推奨されます。

令和 年 月 日 天候：

登録番号 又は車番		運転者 (点検者)					
日常点検項目		整備管理者	㊦				
		運行管理者	㊦				
点検項目	点検内容	良・否	点検項目	点検内容	良・否		
エンジンルーム	原動機	冷却水の量 (※)		ブレーキ	踏みしろ及び効き		
		ファン・ベルトの張り具合、損傷 (※)			ブレーキ液の量		
		エンジン・オイルの量 (※)			空気圧力		
車両の周り	灯火装置・方向指示器	点灯又は点滅具合、汚れ・損傷	運転席		バルブからの排気音		
	タイヤ	ディスク・ホイールの取付			駐車ブレーキ・レバーの引きしろ		
		空気圧					
		亀裂・損傷					
		異状摩耗					
		溝の深さ (※)			ウィンド・ウォッシャー及びワイパー	ウォッシャー液量及び噴射状態 (※)	
		異状摩耗				ワイパーの払拭状態 (※)	
	溝の深さ (※)		原動機	かかり具合・異音 (※)			
	溝の深さ (※)			低速及び加速の状態 (※)			
バッテリー	バッテリー液の量 (※)		前日運行において異状が認められた箇所				
エア・タンク	凝 水		注：(※)印の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。				

自主点検項目等

点検項目	点 検 内 容	良・否
その他	チャート紙の装着	

不良箇所及び処置状況

箇所名	処 置

定期点検は、決められた期間ごとに点検の時期及び自動車の種別・用途に応じて、定められた技術上の基準（自動車点検基準）により、自動車を点検するものです。

使用者か、使用者が委嘱した者（整備工場等）が実施することとなります。また、日常点検と同様に、保安基準に適合しなくなるおそれがある場合等は必要な整備を実施をしなければなりません。

自動車の種類	定期点検整備
事業用自動車 バス（乗車定員 11人以上） 大型トラック（最大積載量 5トン、車両総重量 8トン）	3か月に1回
レンタカー 大型以外のトラック	6か月に1回
自家用乗用車	1年に1回

【道路運送車両法第48条】

自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- ① 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量 8トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 3月
- ② 道路運送法第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 6月
- ③ 前 2 号に掲げる自動車以外の自動車 1 名

2 前条第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

定期点検で行う点検は、国土交通省令で定める技術上の基準として、自動車点検基準で定められています。

【自動車点検基準第2条】

法第48条第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次ぎの各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- ① 法第48条第1項第1号に掲げる自動車（被けん引自動車を除く。） 別表第3
- ② 法第48条第1項第1号に掲げる自動車（被けん引自動車に限る。） 別表第4
- ③ 法第48条第1項第2号に掲げる自動車 別表第5
- ④ 法第48条第1項第3号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。） 別表第6
- ⑤ 法第48条第1項第3号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。） 別表第7

各別表については、[自動車点検基準](#)（リンク先：e-Gov）により確認してください。

自動車点検基準

別表第三（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条関係）

点検箇所	点検時期	3月ごと	12月ごと（3月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
かじ取り装置	ハンドル		操作具合
	ギヤ・ボックス		1 油漏れ 2 取付けの緩み
	ロッド及びアーム類	緩み、がた及び損傷（*2）	ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	ナックル	連結部のがた（*2）	
	かじ取り車輪		ホイール・アライメント
	パワー・ステアリング装置	1 ベルトの緩み及び損傷 2 油漏れ及び油量（*2）	取付けの緩み
制動装置	ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 プレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ	

別表第4（被牽引自動車の定期点検基準）（第二条関係）

点検時期		3月ごと	12月ごと （3月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
点検箇所			
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 プレーキの効き具合	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	機能
	リレー・エマージェンシ・バルブ		機能
	ブレーキ・カム		摩耗
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	1 ドラムとライニングとのすき間 2 シューの摺動部分及びライニングの摩耗（*1）	ドラムの摩耗及び損傷
	バック・プレート		バック・プレートの状態
	ブレーキ・ディスク及びパッド	1 ディスクとパッドとのすき間（*1） 2 パッドの摩耗（*1）	ディスクの摩耗及び損傷

自動車には、点検整備記録簿を備え置く必要があります。また、定期点検を実施したときは、遅滞なく、必要項目を記載する必要があります。

点検整備記録簿の概要

- 点検整備記録簿は、自動車に備え置く必要があります。
- 1年間（一部の車は2年間）保存しておかなければなりません。（注）
- 適切な点検を継続するためにも、適切に記録・保存し、必要に応じて見返す等の管理が重要です。このため、点検整備記録簿と車検証の写しを、事業所に備え置き活用することが望まれます。

（注）「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成17年国土交通省令第26号）を改正し、点検整備記録簿の備付け及び作成並びに特定整備記録簿の写しの交付について、これらを書面に代えて電磁的記録で行うことを認めることとした。

なお、点検整備記録簿を必ず電子化しなければならないわけではなく、紙の点検整備記録簿とするか、電磁的記録の点検整備記録簿とするかは、自動車の使用者及び自動車特定整備事業者の判断に委ねられる。

点検整備記録簿に記載する項目

- ①自動車登録番号（軽自動車等にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号）
- ②点検の年月日
- ③点検の結果
- ④整備の概要
- ⑤整備を完了した年月日
- ⑥点検又は特定整備時の総走行距離
- ⑦点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所

【道路運送車両法第49条】

自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について前条の規定により点検又は整備をしたときは遅滞なく、次ぎに掲げる事を記載しなければならない。

- ① 点検の年月日
- ② 点検の結果
- ③ 整備の概要
- ④ 整備を完了した年月日
- ⑤ その他国土交通省令で定める事項

2 自動車（第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。）の使用者は、当該自動車について特定整備（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置又は自動運行装置（第四十一条第二項に規定する自動運行装置をいう。第九十九条の三第一項第一号において同じ。）を取り外して行う自動車の整備又は改造その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造（同号に掲げる行為を除く。）であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）をしたときは、遅滞なく、前項の点検整備記録簿に同項第三号から第五号までに掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前条第二項において準用する第四十七条の二第三項の規定による必要な整備として当該特定整備をしたとき及び第七十八条第四項に規定する自動車特定整備事業者が当該特定整備を実施したときは、この限りでない。

3 点検整備記録簿の保存期間は、国土交通省令で定める。

【自動車点検基準第4条】

法第49条第1項第5号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- ① 登録自動車にあつては自動車登録番号、法第60条第1項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号
- ② 点検又は特定整備時の総走行距離
- ③ 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所（点検又は整備を実施した者が使用者と同一の者である場合については、その者の氏名又は名称）

2 点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から、第2条第1号から第4号までに掲げる自動車にあつては1年間、同条第5号及び第6号に掲げる自動車にあつては2年間とする。

定期点検をもれなく実施するためにも、車検の時期から逆算して、予め実施時期を定めておくことが望めます。

以下の例のような「定期点検整備計画」を作成し、車番ごとに定期点検の予定と実績を管理しておくことが推奨される。

車番	予定／実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
名古屋 ●● あ1234	予定			○5			◎6			○2			○4	
	実績			6印			6印							
名古屋 ●● い5678	予定		○8			○10			○10			◎12		
	実績		8印			10印								
名古屋 ●● う9012	予定	○5			◎2			○6			○4			
	実績	5印			2印			5印						
...	予定													
	実績													

3か月ごとの定期点検：「○」

12か月ごとの定期点検：「◎」

印：実施者（確認者）の印（サイン等）

例：7月2日12ヶ月点検予定

例：7月2日実施 実施者（確認者）印

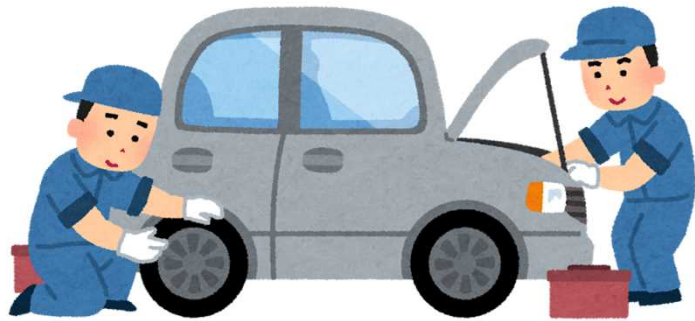
定期点検やこれに伴う整備を行う場合等で、特定の装置を取りはずしたり変更したりすると、「特定整備」に該当します。

特定整備を事業として行う場合、地方運輸局長の認定を受ける必要があります。

特定整備

- 分解を伴う一部の整備行為や、自動運行装置など先進技術に関する整備行為を、特定整備という
- 特定整備を伴う点検・整備は、自動車特定整備事業の認証を取得した工場でしか実施できない
- 認証を取得していない工場で特定整備を実施すると、未認証行為として、道路運送車両法違反となる

- 定期点検の実施にあたり、特定整備を行わなければ点検できない箇所や、定期点検の結果特定整備が必要になる場合があります。
- 自動車特定整備事業の認証を受けずに特定整備を行った場合、未認証行為に該当し、罰則の対象になる場合があります。
- 具体例としては、以下の行為が特定整備に該当します。
 - 制動装置の分解整備
 - エンジンの脱着
 - トランスミッションやプロペラシャフトの脱着
 - 自動ブレーキ等のセンサーが装着されたバンパーや窓ガラスの脱着



○分解を伴う一部の点検や整備行為等は特定整備に該当

- 制動装置の分解整備
- エンジンの脱着
- トランスミッションやプロペラシャフトの脱着
- 自動ブレーキ等のセンサーが装着されたバンパーや窓ガラスの脱着

○特定整備は、地方運輸局長の認証を受けた者以外は実施不可

○自動車特定整備事業の認証を受けずに特定整備を行うと、罰則の対象になる場合がある。

自動車特定整備事業者

他人の需要に応ずると自己の必要のためにするとを問わず、有償無償に拘らず、自動車の特定整備を継続的に又反覆的に行うもの（運送事業者等の自家工場も含む）をいい

【道路運送車両法第78条】

自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

【道路運送車両法第109条】

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

十一 第七十八条第一項の規定による認証を受けずに自動車特定整備事業を営んだ者

整備管理者が適切な整備管理を行っていない場合、整備管理者を選任する使用者に対して、整備管理者を解任するよう指示することがあります。

整備管理者の解任命令

以下のような場合、整備管理者を解任するよう、自動車の使用者に対して命令することがあります。

- 整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、日常点検整備、定期点検整備等が適切に行われていなかったことが判明した場合
- 整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、整備管理者が日常点検の実施方法を定めていなかったり、運行可否の決定をしていなかったりする等、整備管理規程に基づく業務を適切に行っていなかったことが判明した場合
- 大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故が発生した場合であって、過去3年以内に同事故が発生していた場合※
- 整備管理者が自ら不正改造を行っていた場合、不正改造の実施を指示・容認した場合又は不正改造車の使用を指示・容認した場合
- 日常点検に基づく運行の可否決定を全く行わない、複数の車両について1年以上定期点検を行わない、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない等、整備管理者としての業務の遂行状態が著しく不適切な場合

※ 自動車運送事業者にあつては、行政処分等の基準における、「ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの」の再違反の適用を受ける場合とし、自動車運送事業者以外にあつては、同処分基準を適用する場合と同等と認められる場合。

解任命令を受けた整備管理者については、解任命令に基づく解任の日から2年（道路運送車両法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては5年）を経過しなければ、**整備管理者になることができません。**

【道路運送車両法第53条】

(解任命令)

地方運輸局長は、整備管理者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したときは、大型自動車使用者等に対し、整備管理者の解任を命ずることができる。

【道路運送車両法第103条】

(聴聞の特例)

- 2 当該行政庁は、・・・第53条・・・の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の1週間前までに、行政手続法第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 前項の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回つてはならない。
- 4 第2項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

整備管理者の業務の一部を限定して補助させるため、整備管理の補助者を選任することができます。

○補助者が行える業務

運行の可否の決定、日常点検の実施の指導等、日常点検に係る業務

○補助者の資格

補助者は、整備管理者に代わって職務権限の範囲において日常の車両管理に関する業務の一部を代行することから、次の資格が必要です。

- 整備管理者の資格要件を満足する者
- 整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者

整備管理者の業務の一部を限定して補助させるため、整備管理の補助者を選任することができます。

○補助者の選任

補助者を選任した場合、整備管理規程に、補助者の氏名及び補助する業務の範囲を明確に記載する必要があります。

また、以降、整備管理者は補助者に対し以下の研修等をお願いします。

教育をするとき	教育の内容
1 補助者を選任するとき	<ul style="list-style-type: none"> 整備管理規程の内容
	<ul style="list-style-type: none"> 備管理者選任前研修の内容（整備管理者の資格要件を満足する者に対しては実施しなくてもよい。）
2 整備管理者が整備管理者選任後研修を受講したとき	<ul style="list-style-type: none"> 整備管理者選任後研修の内容（他の営業所において整備管理者として選任されている者に対しては実施しなくてもよい。）
3 整備管理規程を改正したとき	<ul style="list-style-type: none"> 改正後の整備管理規程の内容
4 行政から情報提供を受けたときその他必要なとき	<ul style="list-style-type: none"> 行政から提供された情報等必要な内容

- 自動車の有効期間、車検時期、定期点検計画は、社内で整理・確認してください。

車検の時期や定期点検の計画について、全て外部に任せて、社内で確認していない会社が一部見られます。また、こういった会社において、車検切れや点検忘れなどの不適切事案が生じるケースがあります。

車両の管理は、自動車の使用者の責任であることを踏まえ、不適切事案防止の2重チェックの意味でも、社内においてしっかりと確認をお願いします。

- 車両を仮装する際は留意をお願いします。

自動車の構造は、道路運送車両法の保安基準により、細かく規定されています。このため、使用上の利便だけで仮装を行うと、道路運送車両法に抵触する場合があります。こういった場合、仮装の内容によっては、不正改造に当たるとして、保安基準に適合するような命令の発令（整備命令）、整備管理者の解任命令が発令される場合があります。仮装等を行う場合は、保安基準の適合性に留意をお願いします。

- 整備管理規程について、随時見直しをお願いします。

整備管理業務は、整備管理規程に基づき行われるものです。このため、事業内容等や会社の業務の変更に合わせ、整備管理規程の変更をお願いします。また、法令等改正があった場合（直近では、大型車の車輪脱落事故防止のためのタイヤ脱着作業管理表の使用）も対応は必要です。

不正改造チェック項目

乗用車

消音器

- 内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置

- 触媒等が取り外されていないか

サスペンション

- 切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないか

車幅灯

- 白色であるか（方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。）
平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか淡黄色又は、橙色であっても、全ての車幅灯が同一色であればよい。

番号灯

- 白色であるか

後退灯

- 白色であるか

尾灯

- 赤色であるか

制動灯

- 赤色であるか

方向指示器

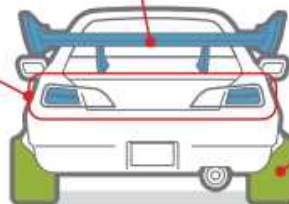
- 橙色で点滅回数が毎分60回以上、120回以下であるか

後部反射器

- 赤色であるか

ウイング

- 側方への翼形状を有していないか
- 確実に取り付けられているか
- 鋭い突起がないか
- その付近の最外側、最後端とならないか 等



乗用車・貨物車共通

シートベルトリマインダー

- 運転席にシートベルトが装着されていない場合に警報する装置（シートベルトリマインダー）の警告表示等を、機具を用いて不正に解除していないか

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

- 指定以外のステッカー貼付をしていないか
- 前面ガラス等に裝飾板を装着した状態又は運転席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態での可視光線透過率が70%未満のものは不可

バックミラー

- 鋭利な突起がないか
- 歩行者等に接触した場合に衝撃を緩和できる構造であるか

警告器

- 音量や音色が常に一定であるか

前部霧灯

- 白色又は淡黄色であるか ○同時に3個以上点灯しないか

その他の灯火

- 赤でないか ○点滅しないか
- 光度300cd以下であるか

タイヤ

- 回転部分が車体からはみだしていないか

直前直左確認鏡

- 運転者席から障害物を確認できる鏡等を備えているか

回転灯

- 緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けしていないか
- 道路維持作業用自動車以外に黄色の回転灯は取り付けしていないか

貨物車

禁止灯火

- 走行中に使用することを目的とするディスプレイなどを装着していないか

巻き込み防止装置

- 普通貨物自動車の場合、巻き込み防止装置を備えているか

ダンプ（土砂等運搬）

- 土砂等を運搬するダンプ車の場合、さし枠の取り付けがないか
- 荷台の一部を高くする等の改造がないか

ディーゼル車の原動機

- 黒煙汚染度は基準内であるか

二次架装

- 新規検査受検後に燃料タンクを増設していないか
- 容量が大幅に異なる燃料タンクへ変更していないか 等（構造等変更検査の手続きが必要になります。）

速度抑制装置（スピードリミッター）

- 規程速度を超えて走行できるよう改造がされていないか
- 速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されているか

突入防止装置

- 自動車の後面に突入防止装置を備えているか

大型後部反射器

- 貨物普通自動車の場合、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えているか

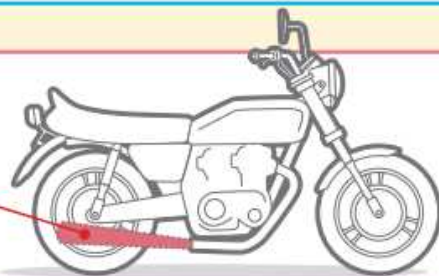
二輪車

消音器

- 内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置

- 触媒等が取り外されていないか



不正改造は犯罪です!

車輪脱落事故防止のため、大型バス、大型トラックを使用する使用者は、タイヤ脱着時の作業管理表その他の記録簿を使用し、管理することが必要です。

- 自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業者に、右記の作業管理表に沿って作業を実施させ、その結果を記録させる。
- タイヤ交換作業完了後、作業管理表をもとに適正なタイヤ交換作業が行われていることを確認する。
- 右記の作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録する。
- 点検実施者に日常点検表を使用して、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行わせる。
- 増し締め実施後、ホイール・ナットへのマーキング（注1）を施す、又は、ホイールナットマーカを活用したマーキングのずれの確認手法により、ホイール・ナットの緩みの点検（注2）を確実に確認する。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。

別紙1(様式例)

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番

整備管理確認欄

作業実施者名

実施日 令和 年 月 日

実施箇所	確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面 ○ ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
	○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール ○ ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
ホイール・ボルト、ナット	○ ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面 ○ ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	○ ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール ○ ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
	○ 溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
	○ ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	○ 亀裂、損傷がないかを確認	
ホイール・ボルト、ナット	○ ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
	○ ねじ部につぶれや、やせ、かじりがないかを確認	
	○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認		
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト ☆ ねじ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	☆ ねじ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット ※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。		
ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。	
取付	ホイール・ナットの締め付け ■ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値 △	N・m
保守	ホイール・ナットの増し締め ■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

☆ 二酸化モリブデン入りのオイル等は使用しない。また、トレーラの車種によっては潤滑剤の塗布が不要な箇所もあることに留意すること。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

(大型トラック・バス)

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意!



ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。
著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください!

ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

【ホイールボルト、ナットの点検要領】

- 著しい錆の発生がないか点検します。
- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどが点検します。
- ボルトが伸びていないか点検します。

※車や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車軸すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

●ナットの座金(ワッシャー)が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金(ワッシャー)のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの端面(ディスクホイールとの当たり面)には潤滑剤を塗布しないでください。



ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下(緩みの発生)をまねきます。

【ハブの点検要領】

- ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。

【ディスクホイールの点検要領】

- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい磨き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗装は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。



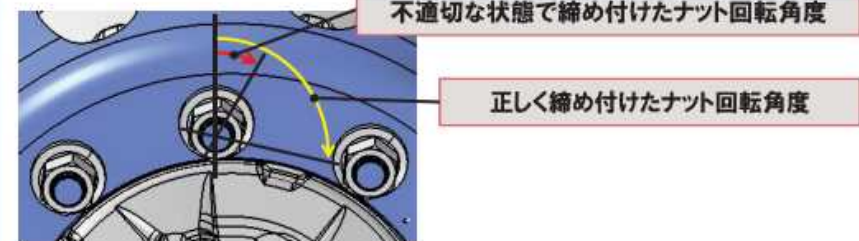
解説編

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのが、実施しないとどうなるのか

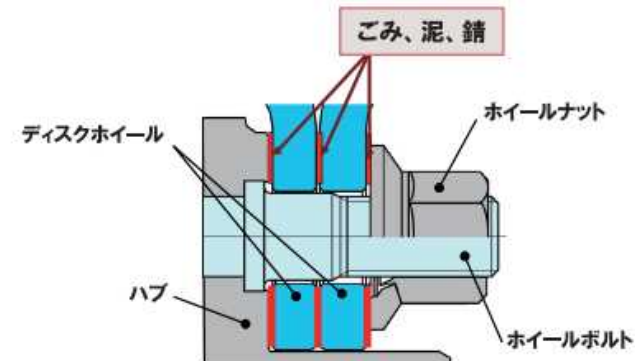
ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金(ワッシャー)の摺動面にごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで締まらず、十分な締め付け力が得られなくなります。



ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、剥がれることで、締め付け力の低下(緩みの発生)をまねきます。



詳しくは、こちらから!



一 般 人 日本自動車工業会 いすゞ自動車(株)/日野自動車(株) 三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラック(株)

国土交通省

○使用者は、整備管理者を選任した後も、一定の義務等を負っています。
業務を任せきりにすることなく、適切な整備管理をお願いします。

整備管理者を選任した場合であっても、自動車の使用者は、

- 点検・整備を行う義務
- 保安基準に適合した状態を維持させる義務
- 継続検査等の検査を受検する義務

等を負っています。

○整備管理者について、内部組織において必要な地位を有する職員であるべきと考えられます。

整備管理者は、安全確保や環境保全を図るため、自動車の使用者に対して、整備計画や車庫の改善計画等を進言することが必要となります。

このため、整備管理者については、使用者の内部組織において、必要な地位を有する職員であるべきと考えられます。

- 一定の車両を一定台数使用する自動車の使用者は、整備管理者を選任する必要があります
- 整備管理者になるには、一定の資格が必要です
- 整備管理者の行う業務は、法令で定められています
- 整備管理者は、整備管理規程を作成し、整備管理業務を行う必要があります
- 整備管理者が、適切な業務を行わない場合、自動車の使用者に対して整備管理者の解任命令は発令される場合があります

- 点検の種類として、大きく分けて日常点検と整備点検があります
- 日常点検は、1日1回運行の開始前（自家用乗用車等を除く。）に実施する必要があります
- 日常点検は、自動車の使用者のほか、実際に運行する者も行うことができます
- 日常点検の結果、整備管理者は、運行の可否の決定を行う必要があります
- 定期点検は、点検自体を自動車の使用者自らが行う必要はなく、整備工場に依頼することができます
- 定期点検は、点検する時期が車により異なっています。点検漏れが無いよう、しっかりと計画の策定、実施をお願いします
- いずれの点検でも、不具合等があった場合、整備する必要があります